

アピール

「マルチ」共済から消費者を保護する目的で「改正」された新保険業法が、2006年4月に施行され3年が経過しました。「ニセ共済から消費者を守るため」として改正されたこの保険業法は、実際にはこれまで健全に運営してきた仲間同士の助け合い共済までも、営利目的の保険会社と同列し、規制の対象にするというものでした。

新保険業法施行から3年の間に、多くの自主共済は存続が困難になり、制度の廃止や解散を余儀なくされ、存続をするにしても制度の大幅な改悪を行わざるを得ない窮地に追い込まれました。2008年3月末の経過措置期限を過ぎた今でも、先行きの見通しの立たない自主共済団体が多数あります。

「共済つぶし」の背景には、不平等な日米保険合意（1994年）を根拠に、日本に対するアメリカ保険資本からの強い市場開放要求があります。新保険業法では、適用除外になっている「労働組合」共済や「JA・生協」共済などが、次の規制のターゲットとしてねらわれています。

私たち労働者、商工業者、医療従事者、登山者はそれぞれに団体をつくり、その組織の会員のための共済制度を発展させ、仲間同士の助け合い制度として長年にわたり健全に運営してきました。これらの制度は加入者の生活保障にとどまらず、市民生活や地域経済、地域医療を支える重要な役割を担っており、日本の社会に広く定着しています。このような仲間同士の助け合いを、強制的に営利目的の保険会社に変更させる新保険業法は、国民の自由な結社や助け合いの制度を縛るものです。私たちの願いは、各団体が自主的に行っている共済を、今後とも従前どおり健全に運営していくことです。

これまで全国の各団体・仲間が、新保険業法の適用除外を求める運動に取り組んできました。この取り組みを土台に、私たちは、新保険業法の適用除外を求める運動を共同して行うため「共済の今日と未来を考える静岡県懇話会」を結成しました。

各団体が自主的・民主的に運営している共済の存続と発展のために、次のことを求め、連携して運動をしていきます。

1. 各団体がその構成員のために自主的・民主的に運営している共済を、新保険業法の適用除外にすること。
2. 構成員が限定され、助け合いを目的とした共済の実態を踏まえ、保険業法の制度と運用を見直し、結社の自由を踏みにじる不当な干渉を行わないこと。

以上。

2009年6月5日
共済の今日と未来を考える静岡県懇話会